

公 告

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等によるコンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例（平成21年条例第1号）第6（8）条第1項の規定による届出について、コンパクトで活力あるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由の提出があったので、同第11条第6項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年2月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 特定大規模集客施設の名称

仙台市松森複合施設

2 特定大規模集客施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大和情報サービス株式会社

代表取締役 藤田 勝幸

3 新設予定地の所在地

仙台市泉区松森字陣ヶ原13-3 ほか

4 届出年月日

平成24年10月1日

5 意見及びその理由の概要

（仙台市意見）

当該予定地は第二種住居地域、第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域（敷地の過半は第二種住居地域）であり、立地誘導地域には含まれない住宅地であることから、特定大規模集客施設の設置にあたっては、以下の点について十分配慮されたい。

一 本施設は住宅地とバイパスを結ぶ道路に面するとともに、南光台東小学校及び南光台東中学校の通学路に面することから、交通渋滞や事故を招かぬよう、計画、工事、開店後の運営にあたっては、関係機関との協議を行い、必要に応じ適切な対応を行うこと。

一 駐車場、騒音、緑化等の計画、工事、開店後の運営について、関係法令

及び条例を遵守し、関係機関との協議を行うなど、適切な配慮を行うこと。

一 周辺住民への周知を適宜行うとともに、住民より苦情、協議等の要望があった場合には、説明会の開催等、真摯に対応すること。

また、届出書「3 地域貢献活動の計画の概要」に記載の各項目を確実に実現するために、必要に応じ設置者側から関係機関に申し入れて協議を行うこと。

(理由)

コンパクトで活力あるまちづくり推進の見地より、当該施設が立地する地域は住宅地であり、立地する企業にも地域住民との協働が求められることから、地域の生活環境の保持に配慮し、また地域貢献活動を行うことが必要であるため。

6 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，仙台市役所，名取市役所，多賀城市役所，村田町役場，川崎町役場，七ヶ浜町役場，利府町役場，大和町役場，富谷町役場，色麻町役場

7 縦覧期間

平成25年2月27日から平成25年3月27日まで（ただし，閉庁日を除く。）